

簡単！
10分で出来る！

オンライン申請 お申込みガイド



ステップ① 確認書を手元に用意し、スマートフォン等で確認書記載の二次元バーコードを読み取るか、URLからお申し込みください。

ステップ② 確認書左上に記載の「09」から始まる管理用番号と生年月日を西暦で入力してください。

管理用番号 必須

入力例：0900000000

必須項目です。

0/9

生年月日 必須

入力例：19501201

必須項目です。

0/8

ステップ③ Q1 同意事項にチェックをいれてください。

Q1. 確認・同意事項 必須

確認、同意したらチェックをいれてください。 必須

☒ 個人住民税所得割が生じる所得がありながら、令和5年度中所得（令和6年度住民税）が未申告ではありません。

☒ 申請後、不備等になり、令和7年10月24日（金）までに不備等が解消していない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなすことに同意します。 ※不備の場合は、通知をいたします。

ステップ④ Q2 氏名（カタカナ）と電話番号をいれてください。

Q2. 支給対象者の情報を入力してください。 必須

氏名

氏フリガナ 必須
アラカフ

名フリガナ 必須
タロウ

4/64

3/64

電話番号 必須

1234567890

10/11

ステップ⑤ Q3 「確認しました」にチェックをいれてください。

Q3. 受取口座について

※外国銀行支店の口座は使用できません。不備となり紙による申請に切り替わりますのでご注意ください。

外国銀行支店については下記の金融庁ホームページ内PDF資料「銀行免許一覧（外国銀行支店）」をご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/ginkou.pdf>

※電子申請では本人名義の振込口座のみ指定が可能です。代理人による受給の場合は紙による申請を行ってください。 必須

☒ 確認しました。

ステップ⑥ Q4 銀行か郵便局（ゆうちょ銀行）にチェックを入れると、口座情報入力欄が表示されるので、入力をしてください。※銀行名・支店名はご自身で入力すると選択肢を絞り込みます。

Q4. 受取口座を入力してください 必須

金融機関種別

☒ 銀行口座に振込 ☐ 郵便局の通帳に振込 必須

銀行名

銀行名 必須
入力すると選択肢を絞り込め

支店名

支店名 必須
入力すると選択肢を絞り込め

預金口座種別

☐ 普通 ☐ 当座 必須

口座番号

口座番号 必須

0/7

口座名義人カナ

口座名義人カナ 必須

姓(セイ)と名(メイ)の間にスペースを入力してください。

0/30

ステップ⑦ Q5 口座情報が確認できる画像データの枚数を選択しアップロードしてください。

Q6 本人確認情報が確認できる画像データの枚数を選択し、アップロードしてください。

Q5. 受取口座画像データのアップロード枚数選択 必須

以下の選択肢で当てはまる方を選択してください。※提出可能な拡張子はjpeg.jpg.pngとなります。 必須

☒ 必要項目の①～⑤が1枚（表面）のみの画像アップロードで確認ができる

☐ 必要項目の①～⑤が2枚（表面と裏面）の画像アップロードで確認ができる（クレジットカード型キャッシュカード等）

こちらに受取口座のデータを提出してください。 必須

☒ 通帳の画像.png (25.5 kB)

×

※Q6も同様に画像枚数選択とアップロードをお願いします

ステップ⑧ Q7 写真データの内容を確認し、「確認しました」にチェックをいれてください。

Q7. 本電子申請による受付は一度のみとなります。

ご提出いただいた写真データが確認できない場合、不備となり紙による申請に切り替わります。

送信する前に、各写真データに不備がないか（見切れている、鮮明でない等）ご確認ください。

申請内容に不備等がある場合、荒川区価格高騰給付金コールセンター

（Tel:0120-984-054）から電話します。

上記番号は着信拒否せず、着信があった際は電話に出るか、折り返し架電してください。 必須

☒ 確認しました。

ステップ⑨ 最終確認画面で入力間違いなどがなければ確認の上、『送信』を押してください。

→ 送信

申請完了！

注意事項

- オンライン申請では、代理人受給はできません。（ご家族等による操作のお手伝いは可能）
お手数ですが郵送申請でのお手続きをお願いします。
- 郵送申請・オンライン申請ともに、添付の書類（画像）に見切れ・ぼやけがある場合、不備となります。不備となった場合は郵送で不備内容の通知を行いますので、不備内容をご確認のうえ、該当する書類を郵送にて再度ご提出ください。不備となった書類の再提出が期限までに確認できなければ、本給付金の受給を辞退したものとみなします。